

東京都グリーン水素トライアル取引

令和6年度実施規程からの変更点

令和7年度第1回	令和6年度
(目的) 第1条 (略)	(目的) 第1条 (略)
(定義) 第2条 (略)	(定義) 第2条 (略)
(入札参加資格) 第3条 (略)	(入札参加資格) 第3条 (略)
(入札期間) 第4条 本事業における入札は、供給者・利用者それぞれにおいて次の各号の期間に実施する。 (1) 供給者 <u>2025年5月14日午前9時から午後5時まで</u> (2) 利用者 <u>2025年5月30日午前9時から午後5時まで</u>	(入札期間) 第4条 本事業における入札は、供給者・利用者それぞれにおいて次の各号の期間に実施する。 (3) 供給者 2024年12月6日午前9時から午後5時まで (4) 利用者 2024年12月18日午前9時から午後5時まで
(輸送対象期間) 第5条 本事業の入札における輸送対象期間は <u>2025年7月1日から 2025年9月30日まで</u> とする。	(輸送対象期間) 第5条 本事業の入札における輸送対象期間は 2025年1月14日から 2025年3月19日までとする。
(入札実施区分) 第6条 入札は別紙1に記載する入札実施区分により、 <u>供給者・利用者ともに</u> トレーラー輸送コースとカーボル輸送コースに分けて実施する。 2 (略)	(入札実施区分) 第6条 入札は別紙1に記載する入札実施区分により、トレーラー輸送コースとカーボル輸送コースに分けて実施する。 2 (略)
(入札参加の申込み) 第7条 入札への参加を希望する者は、供給者・利用者それぞれにおいて、次の各号に定める期間において、所定の登録申込書及び添付書類を事業実施者に対し提出して参加を申し込むものとする。 (1) 供給者 <u>2025年4月30日午後2時から 2025年5月12日午後5時まで</u> (2) 利用者 <u>2025年4月30日午後2時から 2025年5月28日午後5時まで</u>	(入札参加の申込み) 第7条 入札への参加を希望する者は、供給者・利用者それぞれにおいて、次の各号に定める期間において、所定の登録申込書及び添付書類を事業実施者に対し提出して参加を申し込むものとする。 (1) 供給者 2024年11月29日午後2時から 2024年12月4日午後5時まで (2) 利用者 2024年11月29日午後2時から 2024年12月16日午後5時まで

東京都グリーン水素トライアル取引

	令和6年度実施規程からの変更点
(入札方法)	(入札方法)
<p>第8条 事業実施者は、前条の規定に基づき参加の申込みを行った者（以下「入札申込者」という。）のうち、第3条に定める要件を満たす者に対して入札方法を通知する。この場合において、利用者として入札への参加を希望する者に対する入札方法の通知については、次条第1項の規定により供給側落札者が決定した後に行うものとし、入札方法と合わせて、<u>供給側落札者名及び当該供給側落札者が提示した次項第1号bの週当たりの最大数量等を通知する。</u> <u>なお、通知を受けた者は、供給側落札者名等の情報を公表又は第三者に伝達してはならない。</u></p> <p>2 入札申込者は、<u>トレーラー輸送コースとカーボル輸送コースの各区分について、</u>事業実施者が指定するウェブフォームにて、供給者及び利用者ごとに以下の情報を示すことにより入札することができる。</p> <p>(1) 供給者</p> <ul style="list-style-type: none"> a 売却単価（円/N m³単価） b 指定する期間において、輸送可能な週当たりの最大数量 c 受渡し可能な日 d 出荷地点 <p>(2) 利用者</p> <ul style="list-style-type: none"> e 購入単価（円/N m³単価） f 希望購入数量 g 受取り希望日 h 受取地点 <p>3 (略)</p> <p>(落札者の決定及び通知)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>(売買契約)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>(輸送の調整及び輸送契約等)</p> <p>第11条 (略)</p>	<p>第8条 事業実施者は、前条の規定に基づき参加の申込みを行った者（以下「入札申込者」という。）のうち、第3条に定める要件を満たす者に対して入札方法を通知する。この場合において、利用者として入札への参加を希望する者に対する入札方法の通知については、次条第1項の規定により供給側落札者が決定した後に行うものとし、入札方法と合わせて当該供給側落札者が提示した次項第1号bの週当たりの最大数量を通知する。</p> <p>2 入札申込者は、事業実施者が指定するウェブフォームにて、供給者及び利用者ごとに以下の情報を示すことにより入札することができる。</p> <p>(1) 供給者</p> <ul style="list-style-type: none"> a 売却単価（円/N m³単価） b 指定する期間において、輸送可能な週当たりの最大数量 c 受渡し可能な日 d 出荷地点 <p>(2) 利用者</p> <ul style="list-style-type: none"> e 購入単価（円/N m³単価） f 希望購入数量 g 受取り希望日 h 受取地点 <p>3 (略)</p> <p>(落札者の決定及び通知)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>(売買契約)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>(輸送の調整及び輸送契約等)</p> <p>第11条 (略)</p>

東京都グリーン水素トライアル取引

令和6年度実施規程からの変更点

(供給側次順位落札者) 第12条 (略)	(供給側次順位落札者) 第12条 (略)
(利用側次順位落札者) 第13条 (略)	(利用側次順位落札者) 第13条 (略)
(売買契約における契約単価) 第14条 (略)	(売買契約における契約単価) 第14条 (略)
(落札者の義務) 第15条 (略)	(落札者の義務) 第15条 (略)
(使用量の算定) 第16条 供給側落札者は、別紙1に記載する各入札実施区分に定めるところに従い、利用側落札者のグリーン水素の使用量を算定する。 <u>2 利用側落札者は、別紙1に記載する返却期限までに、トレーラー輸送コースにあってはトレーラー及び残留水素を、カードル輸送コースにあってはカードルを、それぞれ輸送事業者を通じて返却しなければならない。</u>	(使用量の算定) 第16条 供給側落札者は、別紙1に記載する各入札実施区分に定めるところに従い、利用側落札者のグリーン水素の使用量を算定する。
(精算) 第17条 (略)	(精算) 第17条 (略)
(価格差支援) 第18条 <u>供給側落札単価が利用側落札単価を上回る場合</u> 、東京都は、供給側落札者に対して、価格差支援総額として、供給側落札単価と利用側落札単価の差額に第16条の規定により算定した使用量を乗じて得た額を支給する。 2 (略) 3 (略) 4 (略)	(価格差支援) 第18条 東京都は、供給側落札者に対して、価格差支援総額として、供給側落札単価と利用側落札単価の差額に第16条の規定により算定した使用量を乗じて得た額を支給する。 2 (略) 3 (略) 4 (略)
(入札禁止等) 第19条 (略)	(入札禁止等) 第19条 (略)

東京都グリーン水素トライアル取引

令和6年度実施規程からの変更点

(入札禁止等による売買契約の解除) 第20条 (略)	(入札禁止等による売買契約の解除) 第20条 (略)
(個人情報及び取引情報の取扱い) 第21条 (略)	(個人情報及び取引情報の取扱い) 第21条 (略)
2 (略)	2 (略)
3 入札申込者は、本事業における入札情報、落札情報等及び前項に定める個人情報を、事業実施者が共有することにあらかじめ同意するものとする。	3 入札申込者は、本事業における入札情報、落札情報等 <u>（以下「取引情報」という。）</u> 及び前項に定める個人情報を、事業実施者が共有することにあらかじめ同意するものとする。
4 (略)	4 (略)
(入札結果の公表) 第22条 (略)	(入札結果の公表) 第22条 (略)
<u>2 落札者は、輸送の調整状況、輸送契約の内容、相手方落札者の情報を公表又は第三者に伝達してはならない。</u>	
<u>(所有権及び危険負担)</u>	
第23条 本事業におけるグリーン水素の売買におけるグリーン水素の所有権は、グリーン水素を充填したトレーラー又はカーボルが輸送事業者から利用側落札者に引き渡された時点で、供給側落札者から利用側落札者に移転する。	
<u>2 利用側落札者から供給側落札者にトレーラー又はカーボルの返却が行われるときは、利用側落札者から輸送事業者にトレーラー又はカーボルが引き渡された時点で、未使用のグリーン水素の所有権が利用側落札者から供給側落札者に移転する。</u>	
<u>3 グリーン水素について、第1項に規定する時点より前又は前項に規定する時点より後に生じた滅失、損傷、変質等の損失は、利用側落札者の責めに帰すべき事由によるものを除き供給側落札者の負担とし、第1項に規定する時点から前項に規定する時点までの間に生じたこれらの損失は、供給側落札者の責めに帰すべき事由によるものを除き、利用側落札者の負担とする。</u>	
(紛争処理) <u>第24条 (略)</u>	(紛争処理) 第23条 (略)

東京都グリーン水素トライアル取引

令和6年度実施規程からの変更点

(不可抗力) <u>第25条</u> (略)	(不可抗力) 第24条 (略)
(損害賠償) <u>第26条</u> (略)	(損害賠償) 第25条 (略)
(管轄裁判所) <u>第27条</u> (略)	(管轄裁判所) 第26条 (略)
(準拠法) <u>第28条</u> (略)	(準拠法) 第27条 (略)
(解釈の疑義) <u>第29条</u> (略)	(解釈の疑義) 第28条 (略)

東京都グリーン水素トライアル取引

令和6年度実施規程からの変更点

別紙1 入札実施区分		別紙1 入札実施区分	
区分	条件	区分	条件
①トレーラー輸送コース	<ul style="list-style-type: none"> トレーラーは一基 $2,484 \text{ N m}^3$ ($2,800 \text{ S m}^3$) 供給者においては毎週輸送可能であること 利用者においては毎週受入可能であること 輸送スケジュールについては落札者決定後に供給側落札者、利用側落札者及び事業実施者が指定する輸送事業者との間で調整のうえ決定 トレーラーは定期輸送で入れ替え <u>各輸送におけるトレーラーの返却期限は、輸送調整時に供給側落札者、利用側落札者及び輸送事業者にて調整</u> トレーラーの最終返却期限は <u>2025年9月30日</u> トレーラー返却時に 1 MPa 以上は残して返却 <u>利用側落札者の受取地点において</u>、トレーラー到着時及び返却時にトレーラー内のグリーン水素量を測定（トレーラー内の水素の温度と圧力を元に計算）し、合計使用量に基づいて精算 利用者は、1回の水素輸送につき、45,000円（税込）を輸送事業者に支払い <u>（輸送開始前に利用者側の受取地点にて、接続等の確認を行う場合においても1回の水素輸送とみなす）</u> 	①トレーラー輸送コース	<ul style="list-style-type: none"> トレーラーは一基 $2,484 \text{ N m}^3$ ($2,800 \text{ S m}^3$) 供給者においては毎週輸送可能であること 利用者においては毎週受入可能であること <u>(本事業においては2025年2月以降の輸送開始を想定)</u> 輸送スケジュールについては落札者決定後に落札者である供給者、落札者である利用者及び事業実施者が指定する輸送事業者との間で調整のうえ決定 トレーラーは定期輸送で入れ替え トレーラー返却時に 1 MPa 以上は残して返却 トレーラー返却時にグリーン水素の使用量の測定（トレーラーに残っている水素の温度と圧力を元に計算）し、合計使用量に基づいて精算 トレーラーの最終返却期限は 2025年3月19日 利用者は、1回の水素輸送につき、45,000円（税込）を輸送事業者に支払い

東京都グリーン水素トライアル取引

令和6年度実施規程からの変更点

②カードル輸送コース	<ul style="list-style-type: none"> カードルは一基 263 N m^3 (296 S m^3) 供給者においては毎週輸送可能であること 輸送スケジュールについては落札者決定後に落札者である供給者、落札者である利用者及び事業実施者が指定する輸送事業者の間で調整のうえ決定 カードルを返送時に 1 MPa 以上残す（正味の使用可能量は 248 N m^3 (279 S m^3) (at 35°C) 程度） <u>カードル一基につき 248 N m^3 (279 S m^3) を利用量として精算（カードル到着時及び返却時におけるグリーン水素量の測定は行わない）</u> カードルは輸送から 1か月以内又は <u>2025年9月30日のうち</u>早いタイミングで返却 利用者は、1回の水素輸送につき、35,000 円（税込）を輸送事業者に支払い 	②カードル輸送コース	<ul style="list-style-type: none"> カードルは一基 263 N m^3 (296 S m^3) 供給者においては毎週輸送可能であること 輸送スケジュールについては落札者決定後に落札者である供給者、落札者である利用者及び事業実施者が指定する輸送事業者の間で調整のうえ決定 カードルを返送時に 1 MPa 以上残す（正味の使用可能量は 248 N m^3 (279 S m^3) (at 35°C) 程度） <u>カードル一基につき 248 N m^3 (279 S m^3) を利用量として精算（カードル返却時における利用量の測定は行わない）</u> カードルは輸送から 1か月以内又は 2025 年 3 月 19 日のうち早いタイミングで返却 利用者は、1回の水素輸送につき、35,000 円（税込）を輸送事業者に支払い
------------	---	------------	--